公益財団法人大阪産業局 展示場等使用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪産業局(以下「財団」という。)の展示場、会議室及び備品ならびに 駐車場等(以下「展示場等」という。)の使用について必要な事項を定める。

(使用期間及び時間)

第2条 展示場等の使用期間及び時間は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 使用期間 1月4日から12月28日まで
- (2) 使用時間

ア.展示場の「展示会使用」 午前9時から午後6時まで

イ.展示場の「展示会外使用」及び会議室

午前9時から午後9時まで

ウ.駐車場等

午前7時から午後10時まで

(使用料等)

第3条 展示場等の使用料は、次の各号のとおりとする。 但し、理事長が特別の事由があると認めたときは 免除又は減額することができる。

- (1) 展示場使用料(別表第1)
- (2) 会議室使用料(別表第2)
- (3) 駐車場等使用料(別表第3)

(申込手続等)

第4条 展示場、会議室及び備品を使用しようとする者は、財団所定の展示場使用申込書又は 会議室使用申込書により財団に申し込み、財団の承諾を受けなければならない。

- 2 前項の申込受付けの開始は、次の各号のとおりとする。
- (1) 展示用 使用開始日の1年前の日の属する月の初日から
- (2) 会議室 使用開始日の6カ月前の日の属する月の初日から
- 3 使用の承諾は、財団が発行する展示場ご使用承り書又は会議室ご使用承り書により行う。

(使用料納入方法)

第5条 使用承諾を受けた使用者(以下「使用者」という。)は、第3条第1号から第3号に定める使用料を 次の各号のとおり納入しなければならない。

(1) 展示場使用料

ご使用承り書と同時に発行する請求書の指定日までに30%。 残額は、請求書の指定日まで。

(2) 会議室使用料

ご使用承り書と同時に発行する請求書の指定日までに全額。

- (3) 時間外使用料及び備品使用料等 使用終了後に発行する請求書の指定日までに全額。
 - 2 駐車場等使用者は、第3条第3号に定める使用料を駐車場等の退場時に納入しなければならない。
- 3 第1項の定めにかかわらず、使用者の信用状況等に照らして財団が必要と認めるときは、 財団は使用者に対し、請求書により第1項各号の使用料等の全部又は一部を指定する日までに 納入するよう指示することができる。
- 4 第3項の場合、指定日までに使用料の納入がないときは、同指定日を取消日として第6条を適用する。

(使用取消等)

- 第6条 使用者が使用を取り消すときは、次の各号のとおり取消料を納入しなければならない。 但し、理事長が特別の事由があると認めたときは、これを減額することができる。
 - (1) 展示場の使用取消

使用開始日の

ア.6カ月以上前まで展示場使用料30%イ.3カ月以上6カ月前まで同50%ウ.1カ月以上3カ月前まで同70%エ.1カ月前まで同全額

(2) 会議室の使用取消

使用開始日の

 ア.1カ月以上3カ月前まで
 会議室使用料
 30%

 イ.2週間以上1カ月前まで
 同
 50%

 ウ.2週間前まで
 同
 全額

(使用制限)

- 第7条 財団は、第4条第1項の使用申込者の提出した申込書記載の使用内容が 次の各号の一に該当すると認めたときは使用を承諾しない。
 - (1) 公安又は風紀を乱したり、法律に違反するおそれがあるとき。
 - (2) 建造物・付帯設備・備品などを損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 管理上支障があるとき。
 - (4) その他、必要があるとき。

(使用中止等)

- 第8条 使用者が次の各号の一に該当するときは、財団は直ちに使用者に対し使用の承諾を取り消し、 又は使用の中止を命ずることができる。この場合、財団は既納の使用料を返還しない。 また、財団は取消し又は中止により使用者又は第三者に生ずる損害等について 一切の賠償責任を負わない。
 - (1) 使用申込書の記載事項に虚偽があったとき。
 - (2) 使用料を指定日までに納入しないとき。
 - (3) 使用者又はその関係者(法人の場合、その役員、主要株主、関連会社を含む)について、 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、その他の法的倒産手続の申立てがあったとき 又は支払不能、支払停止その他の信用状況の悪化を伺わせる事情が存在すると財団が認めるとき。
 - (4) その他、この規程の定めに違反したとき。
 - 2次の各号の一に該当する事由が発生したときは、財団は使用者に対し、使用の承諾を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

この場合、財団が使用者から使用料の納付を受けていたときは、

財団は無利息で使用者に既納の使用料を返還するものとし、使用者は財団に対してその余の損害賠償その他の請求を行うことができない。

- (1) 地震、台風、落雷その他の天変地異、火災、停電、戦争、騒乱等の不可抗力により本施設の通常の使用方法による使用、又は来館者の安全の確保が困難と、財団が判断したとき。
- (2) 国・大阪府等の行政機関から施設の使用中止や催物の開催中止の勧告や命令が出されたとき。
- (3) 国・大阪府等の行政機関又は行政機関から委託を受けた機関が、国民や府民の健康、安全、衛生等の確保のために本施設を利用する必要が生じたとき。

(譲渡・転貸の禁止)

第9条 使用者は、展示場等の使用の権利を第三者に譲渡又は転貸してならない。

(免責)

第10条 展示場及び会議室の使用期間中における使用者の所有物の盗難又はき損等について、 財団は一切の賠償責任を負わない。 使用者が第三者の所有物をき損したときも同様とする。 但し、財団は駐車場使用中における自動車の滅失又は損傷について損害を賠償するものとする。 なお、天災地変その他不可抗力による場合及び財団が善良な管理者としての注意を怠らなかったときは この限りではない。

(賠償責任)

第11条 使用者が展示場等の使用時において、財団の施設、付帯設備及び備品をき損又は紛失したときは、 使用者はこれを原状に回復し又は賠償しなければならない。

(遵守義務)

第12条 使用者は、常に善良な管理者としての注意義務をもってこれを使用しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。